

## 2. PFI税制について

サービス購入型・BOT方式の事業については、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の課税がなされている

	PFI		従来型
	BOT	BTO	
固定資産税	課税標準の2分の1	非課税	非課税
都市計画税	課税標準の2分の1	非課税	非課税
不動産取得税	課税標準の2分の1	非課税	非課税



BTO方式とBOT方式の間で税制上のイコルフットィングを図るとともに、運営重視型の事業を拡大するため、サービス購入型・BOT方式の事業に対する資産課税も非課税とすべき

### 3 . P F I 事業における情報公開

P F I 事業について行政機関が保有する情報については、行政機関に対して情報開示請求が行われた場合、情報公開法の手続に沿って開示



引き続き、情報公開法に基づく情報開示制度を活用していくべき。その際、各事業者独自の経営、運営、管理、技術等のノウハウの流出につながるような情報開示は、P F I 事業への事業者の参加意欲を委縮させるため避けるべき